

行政手続における押印等見直し基本方針

総務部総務課・企画振興部企画振興課

1. 目的

行政手続のデジタルオンライン化の動向を踏まえ、行政手続における市民負担を軽減し、市民の利便性の向上を図るため、市の行政手続及び内部手続において求めている押印について見直しを図ります。

2. 基本方針

原則として、すべての行政手続、内部手続において押印を不要とするほか、行政手続における書面規制を見直し、オンライン化及びペーパーレス化に取り組みます。

(1) 押印の見直し

市民や事業者等から提出される申請書等のすべての行政手続、また職員から総務課へ提出される人事関係の手続き等の内部手続において押印の有無を検討します。

区 分		方針（原則）
市民等に求める押印	市の条例・規則、要綱・要領等に基づくもの	令和3年3月までに見直し
	国・県の法令等に基づくもの	国・県のガイドラインや法令等の改正を踏まえて対応
内部手続きにおける押印	職員が提出するもの	総務課方針に基づき順次廃止

(2) 書面規制の見直し

各種申請・届出・報告・通知など、行政手続様式の標準化や添付書類の削減、簡素化を図ったうえで、行政手続きのオンライン化及びペーパーレス化を推進します。

区 分	方針（原則）
市の条例・規則、要綱・要領等に基づく行政手続	東御市情報化推進計画（令和3年度中策定予定）の基づき、順次オンライン化を検討
国・県の法令等に基づく行政手続	国・県のガイドラインや法令等の改正を踏まえて対応

3. 具体的な取り組みとスケジュール

(1) 押印の見直し

① 手続きの実態把握【総務課→各課】

見直し対象手続のリストアップを行い、見直し方針に該当するか判断するために必要となる事項（押印の種類、根拠規程等）を把握するための様式を作成し各課へ照会（294 手続）

（令和3年2月15日）

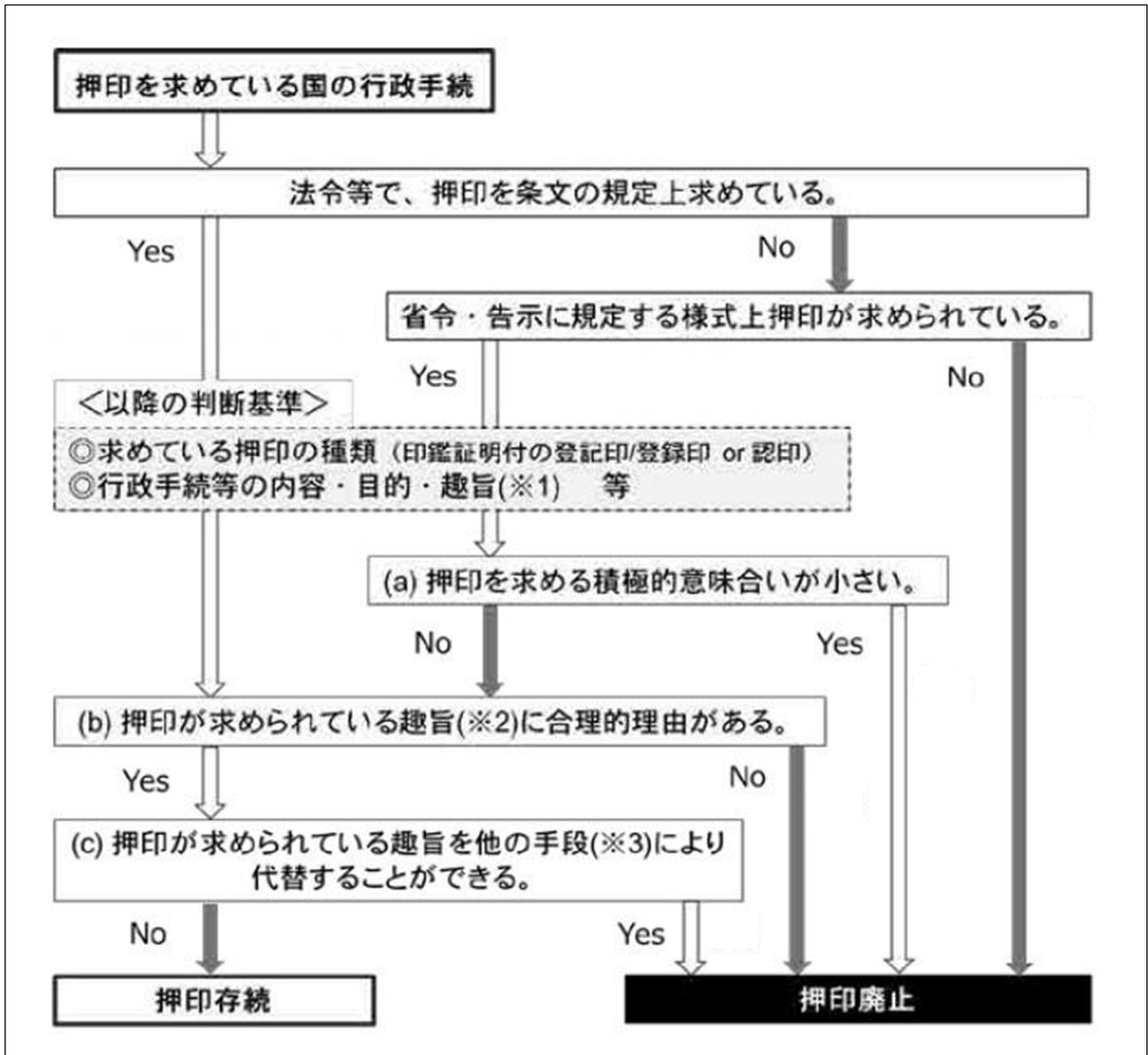
※照会様式のイメージ：

押印見直しに係る照会様式（標準例）

No.	手続所管課	事業・手続名 /様式名	手続の実態把握			押印見直し検討	署名見直し検討
			押印の種類	押印根拠の分類	根拠規定	①廃止済 ②廃止の方向で検討中 ③廃止不可 ④国の動向注視 ⑤都道府県の動向注視	①廃止済 ②廃止の方向で検討中 ③廃止不可 ④国の動向注視 ⑤都道府県の動向注視
1	〇〇課	産業廃棄物処理業の許可申請/産業廃棄物処分業新規・更新許可申請	②登記印・登録印	(a)国の法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	③国の動向注視	③国の動向注視
2	〇〇課	選挙運動関係/市長選挙公営施設使用の個人演説会開催届	①認印	(b)都道府県の条例等	〇〇県規程別記様式（公職選挙法第161条第1項、行令第112条第1項により）	⑤都道府県の動向注視	⑤都道府県の動向注視
3	〇〇課	固定資産税・都市計画税/減免申請書	①認印	(c)地方公共団体の条例等や慣行	〇〇市市税条例施行規則	②廃止の方向で検討中	②廃止の方向で検討中

②押印見直し、署名見直しの検討【各課】

求める押印の種類や手続きの内容・目的等を踏まえ、次により手続を検討【国の参考例】



③押印見直し、署名見直しの決定【各課→総務課】

条例・規則等の改正により見直しが可能なもの、条例等に根拠規定がなく慣行により押印を求めているものについては「廃止」、厳格な本人確認を求めている手続など、見直しにあたり慎重な検討が必要なものについては「廃止不可」、国・県の法令等に基づく手続については、「国・県の動向注視」を判断し、照会様式へ整理

(～令和3年3月)

④押印廃止

・外部手続

市民サービスにかかる手続については規則要綱等必要な改正等を実施したうえ、令和3年6月1日から押印を廃止

(条例については、令和3年7月1日施行)

・内部手続

人事、会計、契約等の内部事務にかかる手続については別途協議する。

(2) 書面規制の見直し

東御市情報化推進計画の策定スケジュールに沿って、オンライン化に向け提出書類の入力フォームの簡素化・標準化や提出方法といった一連の事務処理手順の見直しに取り組みます。

(～令和4年3月)

デジタル時代を見据えた行政手続きのオンライン化によるデジタルガバメントの実現、並びに、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、**従来の書面主義、押印原則、対面主義といった慣行手続きの見直し**が求められている。

国においては、行政手続14,992手続のうち、14,909手続（99.4%）が押印廃止の決定、または廃止の方向で検討。

また、内部手続307手続のうち、248手続（80.8%）が押印廃止の決定、押印を廃止する予定または廃止する方向で検討している。

目的

行政手続のデジタルオンライン化の動向を踏まえ、行政手続における市民負担を軽減し、市民の利便性の向上を図るため、市の行政手続及び内部手続において求めている押印、書面規制について見直しを実施する。

基本方針

◆ 押印の見直し

市民や事業者等から提出される申請書等にかかる行政手続、職員が提出する申請書等内部手続における押印の有無を検討する。

◆ 書面規制の見直し

各種申請・届出・報告・通知など、行政手続様式の標準化や添付書類の削減、簡素化を図ったうえで、行政手続きのオンライン化、ペーパーレス化を進める。

スケジュール

